

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年7月14日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/dokuji.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県が実施する県立高等学校又は国公立の高等学校等(県外の高等学校等を含む。)の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 別表第1(18)の3の項 県が実施する県立高等学校又は国公立の高等学校等(県外の高等学校等を含む。)の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第1条	高知県高校生等奨学給付金事業(専攻科の生徒への奨学のための給付金)実施要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	高等学校等の専攻科に通う生徒がいる一定の所得以下の世帯に対し、高知県高等学校等専攻科奨学給付金(以下「専攻科奨学給付金」という。)を支給することにより、高等学校等専攻科における授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高知県高校生等奨学給付金事業(専攻科の生徒への奨学のための給付金)実施要綱